プラステロン（デヒドロエピアンドロステロン、ＤＨＥＡ、三ベータ―ヒドロキシアンドロスタ―五―エン―十七―オン）
テストステロン
これらの代謝物及び異性体（少なくとも次のものを含む。）
三ベータ―ヒドロキシ―五アルファ―アンドロスタン―十七―オン
五アルファ―アンドロスタ―二―エン―十七―オン
五アルファ―アンドロスタン―三アルファ・十七アルファ―ジオール
五アルファ―アンドロスタン―三アルファ・十七ベータ―ジオール
五アルファ―アンドロスタン―三ベータ・十七アルファ―ジオール
五アルファ―アンドロスタン―三ベータ・十七ベータ―ジオール
五ベータ―アンドロスタン―三アルファ・十七ベータ―ジオール
七アルファ―ヒドロキシ―ＤＨＥＡ
七ベータ―ヒドロキシ―ＤＨＥＡ
四―アンドロステンジオール（アンドロスタ―四―エン―三ベータ・十七ベータ―ジオール）
五―アンドロステンジオン（アンドロスタ―五―エン―三・十七―ジオン）
十九―ケト―ＤＨＥＡ
十九―ノルアンドロステロン
十九―ノルエチオコラノロン
アンドロスタ―四―エン―三アルファ・十七アルファ―ジオール
アンドロスタ―四―エン―三アルファ・十七ベータ―ジオール
アンドロスタ―四―エン―三ベータ・十七アルファ―ジオール
アンドロスタ―五―エン―三アルファ・十七アルファ―ジオール
アンドロスタ―五―エン―三アルファ・十七ベータ―ジオール
アンドロスタ―五―エン―三ベータ・十七アルファ―ジオール
アンドロステロン
エピ―ジヒドロテストステロン
エピテストステロン
エチオコラノロン

注１　この１の規定の適用上、「外因性」とは、体内で通常自然に生成しない物質についていう。

注２　この１の規定の適用上、「内因性」とは、体内で通常自然に生成する物質についていう。

2　他のたんぱく同化剤

他のたんぱく同化剤には、少なくとも次のものを含む。

クレンブテロール、選択的アンドロゲン受容体モジュレーター類（ＳＡＲＭｓ）（例えば、アンダリン、ＬＧＤ―四〇三三、オスタリン、ＲＡＤ一四〇）、チボロン、ゼラノール及びジルパテロール

S2　ペプチドホルモン、成長因子並びにそれらの関連物質及び擬似物質

次の物質及び類似の化学的構造又は類似の生物学的効果を有する他の物質は、禁止する。

1　エリスロポエチン（ＥＰＯ）及び赤血球生成に影響を与える物質（少なくとも次のものを含む。）

1.1　エリスロポエチン受容体作用剤（例えば、ダルベポエチン（ｄＥＰＯ）、エリスロポエチン（ＥＰＯ）、ＥＰＯの構造に基づいて作製された化合物［ＥＰＯ―Ｆｃ、メトキシポリエチレングリコール―エポエチンベータ（持続性エリスロポエチン受容体活性化剤（ＣＥＲＡ））、ＥＰＯ模倣ペプチド及びそれらの作製された化合物（例えば、ＣＮＴＯ―五三〇、ペジネサタイド）

1.2　低酸素誘導因子（ＨＩＦ）活性化薬（例えば、アルゴン、コバルト、モリデュスタット、ロキサデュスタット（ＦＧ―四五九二）、キセノン）

1.3　ＧＡＴＡ阻害薬（例えば、Ｋ―一一七〇六）

1.4　ＴＧＦ―ベータ阻害薬（例えば、ラスパテルセプト、ソタテルセプト）

1.5　内因性修復受容体作用剤（例えば、アシアロＥＰＯ、カルバミル化ＥＰＯ（ＣＥＰＯ））

2　ペプチドホルモン及びホルモンモジュレーター類

2.1　男性について、絨毛性腺刺激ホルモン（ＣＧ）及び黄体形成ホルモン（ＬＨ）並びにそれらの物質の放出因子（例えば、ブセレリン、デスロレリン、ゴナドレリン、ゴセレリン、リユープロレリン、ナファレリン、トリプトレリン）

2.2　コルチコトロピン類及びそれらの物質の放出因子（例えば、コルチコレリン）

2.3　成長ホルモン（ＧＨ）並びにその断片及び放出因子（少なくとも次のものを含む。）

成長ホルモン断片（例えば、ＡＯＤ―九六〇四、ｈＧＨ一七六―一九一）

成長ホルモン放出ホルモン（ＧＨＲＨ）及びその類似体（例えば、ＣＪＣ―一二九三、ＣＪＣ―一二九五、セルモレリン、テサモレリン）

成長ホルモン分泌促進剤（ＧＨＳ）（例えば、グレリン、グレリン擬似物質（例えば、アナモレリン、イパモレリン、タビモレリン））

成長ホルモン放出ペプチド（ＧＨＲＰｓ）（例えば、アレキサモレリン、ＧＨＲＰ―一、ＧＨＲＰ―二（プラルモレリン）、ＧＨＲＰ―三、ＧＨＲＰ―四、ＧＨＲＰ―五、ＧＨＲＰ―六、ヘキサレリン）

3　成長因子及び成長因子モジュレーター類（少なくとも次のものを含む。）

線維芽細胞成長因子類（ＦＧＦｓ）

肝細胞成長因子（ＨＧＦ）

インスリン様成長因子―一（ＩＧＦ―一）及びその類似体

機械的成長因子類（ＭＧＦｓ）

血小板由来成長因子（ＰＤＧＦ）

チモシン―ベータ四及びその誘導因子（例えば、ＴＢ―五〇〇）

血管内皮細胞成長因子（ＶＥＧＦ）

筋、腱若しくは靭帯のたんぱく質の合成若しくは分解、血管新生、エネルギーの利用、再生能力又は線維型の変換に作用する追加的な成長因子又は成長因子モジュレーター類

S3　ベータ―二作用剤

全ての選択的及び非選択的なベータ―二作用剤（全ての光学異性体を含む。）は、禁止する（少なくとも次のものを含む。）。

フェノテロール、ホルモテロール、ヒゲナミン、インダカテロール、オロダテロール、プロカテロール、レプロテロール、サルブタモール、サルメテロール、テルブタリン、ツロブテロール、ビランテロール

ただし、次のものを除く。

吸入されるサルブタモール（分割投与で二十四時間に最大で千六百マイクログラム。いかなる用量から開始しても十二時間に八百マイクログラムを超えないもの）

吸入されるホルモテロール（二十四時間に最大投与量が五十四マイクログラム）

吸入されるサルメテロール（二十四時間に最大で二百マイクログラム）

尿中一ミリリットルにつき、千ナノグラムを超えるサルブタモール又は四十ナノグラムを超えるホルモテロールの存在は、その物質の治療目的使用には当たらず、また、その異常な結果が前記の最大の量を限度とした治療目的の吸入による結果であることを管理された薬物動態試験において競技者が証明する場合を除くほか、違反の疑われる分析結果とみなす。

S4　ホルモン及び代謝モジュレーター類

次のホルモン及び代謝モジュレーター類は、禁止する。

1　アロマターゼ阻害薬（少なくとも次のものを含む。）

四―アンドロステン―三・六・十七トリオン（六―オキソ）
アミノグルテチミド